

# 『千祿字書』における正字・異体字関係の類型について

藤田夏紀

## はじめに

異体字に関する従来の研究は、一定の資料における漢字の字形の<sup>(1)</sup>実態調査を基礎として、字体の史的変遷を説明するという方向で進められてきたといえる。<sup>(2)</sup>しかし、異体字を認定する基準や分類する<sup>(3)</sup>基準が確定されておらず、膨大な数の文献に書かれた多数の漢字を、どのような方法で調査し、研究していくのかということが、模索されて<sup>(4)</sup>いる段階である。異体字を客観的に認定し、分類を行い、史的変遷を明らかにするためには、次の方法が一つの有効な手段であると考えられる。

①まず、古辞書に記載された、字体注記の明確な正字・異体字を対象として、両字体の関係を、一定の基準に従って類型化する。

②次に、①によって得ることのできた両字体の関係の類型に従って、対象とする漢字を選択し、実際の書写資料における異体字の使用

実態を明らかにする。

本稿では、①の段階の調査結果を報告する。具体的には、「千祿字書」を対象として、漢字の構成要素の形態の差異と位置関係の差異<sup>(4)</sup>という二点に着目して、正字・異体字関係の類型化を試みたものである。<sup>(5)</sup>  
ある。

「千祿字書」を対象資料として取り上げた理由は、以下の三点にある。

①正字・異体字の両字体共に、明確な字体注記が付されており、字体注記の意味する内容について、序文に明記されている。

②漢字は、楷書体で書かれている。

③中国で成立した辞書であるが、平安中期には日本へ伝来し、使用されてきたことが明らかである。

尚、標題にいう「正字・異体字関係」について、以下に述べる。字源を同じくし、同一文脈中で相互に置き換えても同音同義を有す

るものとして使用可能な、字体の異なる複数の漢字は、互いに「異体関係」にあるという。このうち、字源に忠実であり、字体の標準と定められた漢字を「正字」といい、正字とは異なる字体の漢字を「異体字」という。<sup>(7)</sup>この両字体を比較する際に、「正字」に対して「異体字」にはどのような差異が認められるかという関係を「正字・異体字関係」という。

正字・異体字関係の類型化の方法と対象資料とした「干祿字書」

については、次の項において述べる。

## 一、研究の方法

### (1) 正字・異体字関係の類型化の方法

異体字を分類する方法としては、異体字の字体注記の種類、異体字の成立過程の違い、正字と比較した画数の差異や点画の形態の差異等の観点を組み合わせたものがある。<sup>(8)</sup>従来の分類方法は、分類基準が統一したものではないため、一つの異体字が複数の分類項目に重複して所属する可能性があり、問題であると考えられる。そこで本稿では、漢字を、点や線の組み合わせから成る構成要素によって成り立つ構造体としてとらえ、構成要素の形態と位置関係という二つの観点から見て、正字と異体字との間にどのような差異が認められるかということに重点を置き、両字体の関係を類型化することを試みた。

まず、構成要素を認定する上で、「部首」に注目することとする。その理由は、部首の種類は限られており、その種類によって各々固有の形態を有しているため、客観的に類型化しやすいからである。例えば、「横」字は左半分に「木」という木部の部首を表す構成要素があり、右半分に「黄」という部首以外の構成要素がある。この二つの構成要素が組み合わさって、一つの漢字が成り立っている。このように、漢字一字を、部首と部首以外の部分との二つに分け、前者を「部首としての構成要素」とし、後者を「部首以外の構成要素」としてとらえることとする。<sup>(9)</sup>

次に、この二つの構成要素について、形態と位置関係という二つの観点から見ると、正字・異体字関係の類型については、以下の三つの項目を設定することができる。

① 部首としての構成要素の形態に、差異が認められるもの

(例、況 ↓ 況)

(※ 上字が正字であり、下字が異体字である。以下これに従う)

② 部首以外の構成要素の形態に、差異が認められるもの

(例、碯 ↓ 碯)

③ 二つの構成要素の位置関係に、差異が認められるもの

(例、颯 ↓ 颯)

但し、右の三つの項目は、重なり合う部分をもつ。それは、次のような場合である。

(1) 部首としての構成要素の形態にも、部首以外の構成要素の形態にも、差異が認められるもの（①と②との重なり）（例、延 ↓ 送）

(2) 部首としての構成要素の形態に差異が認められ、二つの構成要素の位置関係にも差異が認められるもの（①と③との重なり）

（例、着 ↓ 裙）

(3) 部首以外の構成要素の形態に差異が認められ、二つの構成要素の位置関係にも差異が認められるもの（②と③との重なり）

（例、査 ↓ 棧）

(4) 部首としての構成要素の形態にも、部首以外の構成要素の形態にも、差異が認められ、二つの構成要素の位置関係にも差異が認められるもの（①と②と③との重なり）

（例、序 ↓ 衙）

これらの重なりについては、基準を統一することによって類型化がしやすいという理由により、(1)、(2)、(4)は、部首としての構成要素の形態に差異が認められるもの項目に含めて扱うこととし、(3)は、部首以外の構成要素の形態に差異が認められるもの項目に含めて扱うこととする。

以上述べてきた項目をまとめると、次のようになる。

一、部首としての構成要素の形態に、差異が認められるもの（部首以外の構成要素の形態に差異が認められる場合や、二つの構成要素の位置関係に差異が認められる場合を含める。）

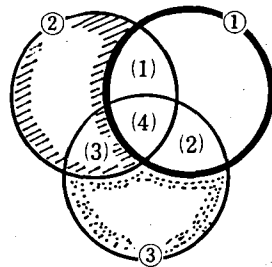
二、部首以外の構成要素の形態に、差異が認められるもの（部首と

しての構成要素に差異が認められる場合を除き、二つの構成要素の位置関係に差異が認められる場合を含める。）

三、二つの構成要素の位置関係に、差異が認められるもの（各々の構成要素の形態に差異が認められる場合を除く。）

これを図として示したものが、〔図一〕である。

〔図一〕正字・異体字関係の類型化の方法



一、部首としての構成要素の形態に、差異が認められるもの

二、部首以外の構成要素の形態に、差異が認められるもの

三、二つの構成要素の位置関係に、差異が認められるもの

以上の三つの項目に従って、各々の項目について、以下のように正字・異体字関係を設定した。

一、部首としての構成要素の形態に差異が認められるもの

A、部首が別の部首に交替する関係<sup>(10)</sup>

B、部首が付加される関係

C、部首が欠落する関係

D、部首が部首でない構成要素に変化する関係<sup>(11)</sup>

E、部首が同部首と判断しうる別形に変化する関係

二、部首以外の構成要素の形態に差異が認められるもの

F、部首以外の構成要素が、共通する形態を有しない構成要素に交替する関係

G、部首以外の構成要素が、共通する形態を有する構成要素に変化する関係

三、二つの構成要素の位置関係に差異が認められるもの

H、二つの構成要素が、左右逆に入れ替わる関係

以上述べてきたA-Hの八つの項目により、「干禄字書」に記載された正字・異体字関係を類型化することとする。

## (2) 「干禄字書」について

正字・異体字関係を類型化した結果の詳細について示す前に、対象資料とした「干禄字書」について、書誌的な事項を述べる。

「干禄字書」は、中国唐代の顔元孫が編集し、大暦九年(七四四)、顔真卿の書を石刻したものがもとになっている。<sup>12)</sup> 本稿で使用したのは、

後知不足齋叢書所収本(「校本干禄字書」による)である。日本との関わりとしては、「日本見在書目」(平安中期成立)に「字様一卷顔

真卿撰」、「干禄字様」という書名が見えることから、平安時代中期には日本に伝来していたといえる。また、天治本「新撰字鏡」(六三

〇〇頃成立)の注文中に、「干禄字書」の書名が見えることや、図書寮本「類聚名義抄」(院政期成立、書写)の注文中に「干」と略し

て記されることから、日本で利用されていたことも明らかである。

次に内容について見てみると、主として「正・通・俗」の三体の字体注記を付した漢字を記載しており、序文において、これら三体の示す意味内容の違いを明記している。<sup>13)</sup> 本稿では、「通・俗」を同一レベルで扱い、典拠のある「正字」に対して、慣用的に、或は当座用に使用される通字・俗字を「異体字」としてとらえることとする。その理由としては、通字と俗字とは、注記の種類から見れば異なる性質をもつ字体ととらえることができるが、その性質の差異を客観的に判断するためには、実際の使用例を調査する必要がある、今回は、区別することは有効ではないと考えたからである。注記の形式としては、次のような種類がある。

①二字体を対比させるもの

a、通字と正字

b、俗字と正字

c、正字と正字

d、正・通・俗以外の字体注記(亦・古等)が付されるもの

②三字体を対比させるもの

a、俗字と通字と正字

b、通字と正字と正字

c、俗字と正字と正字

d、通字と正字と正字

e、俗字と正字二字体

f、正・通・俗以外の字体注記が付されるもの

本稿では、右のうち、①・a、①・bを対象とする。その理由は、正字と異体字とが一对一の関係であるため、類型化がしやすいからであり、用例数が多いからでもある。

## 二、考察の結果

先に、類型化の方法と、対象資料とした「干祿字書」について述べてきた。ここでは、類型化の方法に基づいて行った考察の結果を示すこととする。

### (1) 「干祿字書」に収録された漢字全体の分類について

ここでは、「干祿字書」に収録された全ての漢字を対象として、注記の示す性質や、対比される漢字の数によって分類した結果を述べる。(※分類項目ごとに、用例とその所在を一例ずつ示す。用例の掲げ方としては、注記は割書二行のものを一行に改め、字体と注記の間の他の漢字は省略する。)まず、全体を「字体注記があるもの」と「字体注記がないもの」の二つに分けることができる。全用例804組のうち、前者は720組(89.6%)であり、後者は84組(10.4%)である。

例、字体注記があるもの……

成功 上俗下正

(19.3)

字体注記がないもの……彤彤 上赤色徒冬反下祭者音融 (20.3)

(音・義の注あり)

次に、「字体注記があるもの」を、「正字と異体字との関係が明確なもの」と、「正字と異体字という関係ではないもの」(「並正」と注記されるもの)と、「正字と異体字との関係が明確でないもの」との三項目に分けることができる。一項目目は、656組(91.1%)であり、二項目目は46組(6.4%)であり、三項目目は18組(2.5%)である。

例、正字と異体字との関係が明確なもの……

横横 上通下正

(46.3)

正字と異体字という関係ではないもの……

棲栖 並正

(30.4)

正字と異体字との関係が明確でないもの……

簡棟 上簡冊下棟擇相承並用上字

(61.1)

一項目目については、さらに、「二字が対比されるもの」と「三字が対比されるもの」とに分けることができる。前者は613組(93.4%)であり、後者は43組(6.6%)である。

例、三字が対比されるもの……

後從從 上中通下正

(20.4)

三項目目についても、同様に、「二字が対比されるもの」と「三字が対比されるもの」とに分けることができる。前者は17組(94.4%)であり、後者は1組(5.6%)である。

例、三字が対比されるもの……

辞 辭 辭 上中並辭讓下辭說今作辭俗作辭非也

(24・1)

また、「字体注記がないもの」も、さらに、「二字が対比されるもの」と「三字が対比されるもの」とに分けることができる。前者は82組(97.6%)であり、後者は2組(2.4%)である。

例、三字が対比されるもの……

椀 椀 椀 上蜜瓜椀中下並蜜椀

(64・3)

以上述べてきた分類項目のうち、「字体注記があり、正字と異体字との関係が明確であり、二字が対比されるもの」613組(76.2%)について、両字体の関係を、類型化することとする。「干祿字書」に収録された全ての漢字を対象として行った分類を図として示したものが

〔図2〕である。

〔図2〕 「干祿字書」に収録された漢字全体の分類

〔※〕 ( )内は用例数(組)

全 用 例 (80)

字体注記があるもの

(720)

正字と異体字との関係が明確なもの (656)

二字が対比されるもの (613)

二字が対比されるもの (43)

正字と異体字という関係ではないもの

……二字が対比されるもの (46)

〔並正〕と注記されるもの (46)

正字と異体字との関係が明確でないもの (18)

二字が対比されるもの (17)

二字が対比されるもの (1)

字体注記がないもの (音・義の注あり) (84)

二字が対比されるもの (82)

二字が対比されるもの (2)

以上の分類により明らかとなったことについて述べる。

①「干祿字書」に収録された全用例804組のうち、字体注記があるものは720組(89.6%)であり、全体の大部分を占めるのに対して、字体注記はなく、音や意味の違いを注記するものは84組(10.4%)である。

このことより、「干祿字書」は、正字や異体字というような字体の問題を主として扱い、音や意味の異なる類似した字体の識別という問題を従として扱うものであるといえる。これは、「干祿字書」の編纂の意図から、当然のことといえるだろう。

②字体注記のある720組の中で、正字と異体字との関係が明確なものは656組(91%)であり、正字と異体字という関係ではないものと、正字と異体字との関係が明確でないものとを合わせて、64組(8.9%)である。このことより、「干祿字書」は、異体関係にある複数の漢字のうちで、正字はどれであることを明確に示し、異体字とは区別することに重点を置いているといえる。

次の項において、具体的に、正字・異体字関係を類型化して示す。

## (2) 正字・異体字関係の類型について

ここでは、前項で行った、「干祿字書」に収録された漢字字体の分類に基づいて、その分類項目のうち「正字と異体字との関係が明確であり、二字が対比されるもの」について、先に記したA~Hの項目に従って、正字・異体字関係を類型化することとする。

まず、「部首としての構成要素の形態に差異が認められるもの」

(A~E) について、下位分類を以下のように設定した。

A、部首が別の部首に交替する関係

A(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの

A(1)① 二つの構成要素の位置関係は同じもの

(例、況況 上俗下正 (84・3))

A(1)② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの

(例、裙裾 上通下正 (33・3))

A(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの

A(2)① 二つの構成要素の位置関係は同じもの

(例、迤延 上通下正 (37・4))

A(2)② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの

(例、箒槽 上通下正 (50・4))

B、部首が付加される関係

B(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの

(例、曝暴 上通下正 (87・4))

B(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの

(例、覓光 上通下正 (72・4))

C、部首が欠落する関係

C(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの

〔例、箸橋 上通下正 (41・2)〕

C (2)部首以外の構成要素の形態が変わるもの

〔例、番圖 上俗下正 (29・1)〕

D、部首が部首でない構成要素に変化する関係

D (1)部首以外の構成要素の形態は同じもの

〔例、館館 上俗下正 (79・4)〕

D (2)部首以外の構成要素の形態が変わるもの

〔例、壺壺 上俗下正 (28・4)〕

E、部首が同部首と判断しうる別形に変化する関係

E (1)部首以外の構成要素の形態が同じもの

〔例、虚虚 上通下正 (26・4)〕

E (2)部首以外の構成要素の形態が変わるもの

〔例、蒙蒙 上通下正 (19・3)〕

右に記したA↪Eの各項目について、以下に用例数を示し、A↪H全体に占める割合と、A↪Eの合計に占める割合とを合わせて示す。また、各項目の下位分類について、用例数を示し、必要に応じて、各々の項目に占める割合も示す。

まず、Aは146組であり、A↪Hの中で23.8%を占める。またA↪Eの中では57.0%を占め、最も多い。Aの下位分類の中では、部首以外の構成要素の形態に関しては、同じものが93組(63.7%)であり、変

わるものが53組(36.3%)である。二つの構成要素の位置関係に関しては、同じものが118組(80.8%)であり、変わるものが28組(19.2%)である。

次に、Bは19組あり、A↪Hの中で3.1%を占める。またA↪Eの中では7.4%を占める。Bの下位分類は、部首以外の構成要素の形態に関しては、同じものが15組であり、変わるものが4組である。

続いて、Cは6組あり、A↪Hの中で1.0%を占める。また、A↪Eの中では2.4%を占める。Cの下位分類は、部首以外の構成要素の形態に関しては、同じものが3組であり、変わるものが3組である。

続いて、Dは38組あり、A↪Hの中で6.2%を占める。また、A↪Eの中では14.8%を占める。Dの下位分類は、部首以外の構成要素の形態に関しては、同じものが15組であり、変わるものが23組である。

最後に、Eは47組あり、A↪Hの中で7.6%を占める。また、A↪Eの中では18.4%を占める。Eの下位分類は、部首以外の構成要素の形態に関しては、同じものが30組であり、変わるものが17組である。

以上のように、A↪Eの類型について見てきた。次に、「部首以外の構成要素の形態に差異が認められるもの」(F、G)について、下位分類を以下のように設定した。

F、部首以外の構成要素が、共通する形態を有しない構成要素に交替する関係



F (1) 二つの構成要素の位置関係は同じもの

〔例、箕符 上通下正 (58・4)〕

F (2) 二つの構成要素の位置関係が変わるもの

〔例、槎査 上通下正 (43・2)〕

G、部首以外の構成要素が共通する形態を有する構成要素に変化する関係

G (1) 変化する部分に、各々別の部首形が含まれているもの

〔例、盗盜 上俗下正 (83・2)〕

G (2) 変化する部分において部首形が付加されるもの

〔例、泥泥 上俗下正 (29・3)〕

G (3) 変化する部分において部首形が欠落するもの

〔例、粗檀 上通下正 (43・1)〕

G (4) 変化する部分に、各々ある部首形とその変形とが含まれるもの

〔例、遽遽 上通下正 (72・1)〕

G (5) 「、」が付加されるもの

〔例、土土 上通下正 (57・1)〕

G (6) 「ノ」が付加されるもの

〔例、迥迥 上俗下正 (66・2)〕

G (7) 「二」が付加されるもの

〔例、体休 上俗下正 (48・4)〕

G (8) 「、」が欠落するもの

〔例、流流 上俗下正 (48・4)〕

G (9) 「ノ」が欠落するもの

〔例、原原 上俗下正 (34・2)〕

G (10) 「二」が欠落するもの

〔例、夙夙 上俗下正 (88・1)〕

G (11) 点と線とが変わるもの

〔例、看看 上俗下正 (35・2)〕

G (12) 線の長さが変わるもの

〔例、典典 上俗下正 (61・1)〕

G (13) 複数ある同じ形態の中のいくつかが省略されるもの

〔例、虫蟲 上俗下正 (20・2)〕

G (14) 変化する部分において構成要素の位置関係が変わるもの

〔例、蕪蕪 上俗下正 (29・1)〕

G (15) その他

G (15) ① 二つの構成要素の位置関係は同じもの

〔例、對對 上俗下正 (76・4)〕

G (15) ② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの

〔例、臂臂 上俗下正 (69・4)〕

右に記したF、Gの各項目について、以下に用例数を示し、A、H全体に占める割合と、F、Gの合計に占める割合とを合わせて示

す。また、各項目の下位分類について、用例数を示し、必要に応じて、各々の項目に占める割合も示す。

まず、Fは65組あり、A～Hの中で10.6%を占める。また、F、Gの中では18.3%を占める。Fの下位分類の中では、二つの構成要素の位置関係に関しては、同じものが62組(95.4%)であり、変わるものが3組(4.6%)である。

次に、Gは29組あり、A～Hの中で47.5%を占め、最も多い。また、F、Gの中でも81.7%という大部分を占めている。Gの下位分類の中では、二つの構成要素の位置関係に関しては、同じものが23組(97.3%)であり、変わるものが8組(2.7%)である。尚、構成要素の形態の差異の特徴に着目して、G(1)～G(14)の分類項目を設定した。

「変化する部分に各々別の部首形が含まれるもの」は67組(11.0%)であり、Gの下位分類の中で最も多い。

以上のように、F、Gの類型について見てきた。次に、「二つの構成要素の位置関係に差異が見られるもの」(H)について、下位分類を以下のように設定した。

H、二つの構成要素が、左右逆に入れ替わる関係

(例、颯 颯 上俗下正 (38.4))

用例数は1組のみであり、A～Hの中で0.2%を占める。

以上のように、正字・異体字関係を類型化した項目を、表にしたものが〔表1〕である。

〔表1〕正字・異体字関係の類型

※ 10%を超えるものに○印を付した。

分類		方法		用例 (正) ↓ (異)	用例数 (組)	割合 (%)	用例数 (組)	割合 (%)
一、部首としての構成要素の形態に認められるもの	A 部首が別の部首に 交替する関係	(1) 部首以外の構成要素の形態が同じもの	① 二つの構成要素の位置関係は同じもの	況 ↓ 況	79	2.9	146	23.8
			② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの	葎 ↓ 葎	14	2.3		
B 部首が附加される関係	(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの	(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの	① 二つの構成要素の位置関係は同じもの	延 ↓ 述	39	6.4	19	3.1
			② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの	檐 ↓ 簷	14	2.3		
		(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの		兎 ↓ 菟	4	0.7		
		(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの		暴 ↓ 曝	15	2.4		

二、部首以外の構成要素の形態に  
差異が認められるもの

G 部首以外の構成要素が共通する形態を有する構成要素に変化する関係											F 部首以外の構成要素を有しない構成要素に交替する関係		E 部首が同部首と判断しうる別形に変化する関係		D 部首が部首でない構成要素に変化する関係	C 部首が欠落する関係		
(11) 点と線とが変わるもの	(10) 「一」が欠落するもの	(9) 「丶」が欠落するもの	(8) 「丨」が欠落するもの	(7) 「丨」が付加されるもの	(6) 「ノ」が付加されるもの	(5) 「丶」が付加されるもの	(4) 変化する部分に各々部首形とその変形が含まれるもの	(3) 変化する部分において部首形が欠落するもの	(2) 変化する部分において部首形が付加されるもの	(1) 変化する部分に各々別の部首形が含まれているもの	(2) 二つの構成要素の位置関係が変わるもの	(1) 二つの構成要素の位置関係は同じもの	(2) 部首以外の構成要素の形態が変わるもの	(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの	(2) 部首以外の構成要素の形態は変わるもの	(1) 部首以外の構成要素の形態は同じもの	(2) 部首以外の構成要素の形態は変わるもの	
看 ↓ 看	夙 ↓ 夙	原 ↓ 原	流 ↓ 流	休 ↓ 体	迥 ↓ 迥	土 ↓ 土	遽 ↓ 遽	植 ↓ 相	泥 ↓ 涅	盜 ↓ 盜	查 ↓ 槎	筍 ↓ 笋	蒙 ↓ 蒙	虚 ↓ 虚	壺 ↓ 壺	館 ↓ 館	圖 ↓ 圖	橘 ↓ 橘
9	3	1	4	7	7	6	13	5	8	67	3	62	17	30	23	15	3	3
1.5	0.5	0.2	0.7	1.0	1.0	1.0	2.1	0.8	1.3	10.9	0.5	10.1	2.8	4.9	3.7	2.4	0.5	0.5
291											65		47		38	6		
47.5											10.6		7.6		6.2	1.0		

三、二つの構成要素の位置関係	構成要素の位置関係					
	H 左右逆に入れ替わる関係	(15) その他		(14) 変化する部分において構成要素の位置関係が変わるもの	(13) 複数ある形態の一つが省略されるもの	(12) 線の長さが変わるもの
		① 二つの構成要素の位置関係は同じもの	② 二つの構成要素の位置関係が変わるもの	対	蘇	蟲
合計	颯 ↓ 飈	譬 ↓ 僻	對 ↓ 對	蘇 ↓ 蘇	蟲 ↓ 虫	典 ↓ 典
613	1	8	142	1	4	6
100	0.2	1.3	23.2	0.2	0.7	1.0
613	1					
100	0.2					

以上の類型化により、明らかにになったことについて述べる。

① A～Hの中で最も用例数が多いものは、Gであり、半数近くを占める。この項目には、「部首としての構成要素」の形態は同じであり、「部首以外の構成要素」の形態は、一部分が変化し、二つの構成要素の位置関係は同じものと変わるものを含むという、正字・異体字関係にある漢字が所属する。

② A～Hの中で二番目に用例数が多いものは、Aであり、四分の一近くを占める。この項目には、「部首としての構成要素」が別の種類の「部首としての構成要素」に交替し、「部首以外の構成要素」の形態は同じものと変わるものを含むという、正字・異体字関係にある漢字が所属する。

③ 部首が別の部首に交替する関係について  
ここでは、前項で行った類型化に基づいて、「部首が別の部首に交替する関係」(A)について、交替する部首の種類に着目して、さら

態は同じものと変わるものを含み、二つの構成要素の位置関係も同じものと変わるものを含むという、正字・異体字関係にある漢字が所属する。

次の項において、Aの項目について、さらに詳しく類型化を試みる。

(3) 部首が別の部首に交替する関係について

ここでは、前項で行った類型化に基づいて、「部首が別の部首に交替する関係」(A)について、交替する部首の種類に着目して、さら

に詳しく類型化を試みる。Aを対象とした理由は、正字と異体字との差異を、部首の種類の違いとして、最も客観的に判断できると考えたからである。ここで、次の二つの観点からも、正字・異体字関係をとらえることとする。

- ① 部首の形態が類似しているか否か
- ② 部首の画数に変化が見られるか否か

①と②とは異なるレベルの観点であるため、各々の正字・異体字関係は、①と②との両方の下位分類に重複して所属する。以下に、設定することのできる分類項目を記す。

一、部首の形態が類似しているもの

- (1) 画数が減るもの (例、決決 上俗下正) (92.3)
- (2) 画数が同じもの (例、契契 上通下正) (75.1)
- (3) 画数が増えるもの (例、窟窟 上俗下正) (80.2)

二、部首の形態が類似していないもの

- (1) 画数が減るもの (例、體體 上俗下正) (57.2)
- (2) 画数が同じもの (例、析料 上俗下正) (39.2)
- (3) 画数が増えるもの (例、譚翻 上通下正) (34.3)

次に、各項目の用例数と、A全体に占める割合を記す。

まず、部首の形態が類似しているか否かという観点から見ると、「形態が類似しているもの」が91組(62.3%)であり、「形態が類似していないもの」が55組(37.7%)である。次に、部首の画数に変化が

認められるか否かという観点から見ると、「画数が減るもの」が78組(53.4%)であり、「画数が同じもの」が27組(18.5%)であり、「画数が増えるもの」が41組(28.1%)である。

以上の分類による結果を、「表2」として次に示す。

〔表2〕 部首が別の部首に交替する関係

—— 形態の類似と画数の変化による類型 ——

合計	画数		
	形態が類似しているもの	形態が類似していないもの	形態
78 (53.4)	20 (13.7)	58 (39.7)	減画
27 (18.5)	10 (6.8)	17 (11.6)	同画
41 (28.2)	25 (17.1)	16 (11.0)	増画
146 (100)	55 (37.7)	91 (62.3)	合計

〔上段が用例数組、  
下段がA全体に対する割合(%)〕

二つの観点を合わせて見ると、最も用例数が多い項目は、形態が類似しており、画数が減るものであり、58組(39.7%)あることが分かる。

次に、具体的に、どの部首が、別の種類のどの部首に交替するかを、用例数の多いものから順に、「表3」として示す。

〔表3〕

部首が別の部首に交替する関係

— 交替する部首の種類による類型 —

部首の種類	用例数	特徴	用例字(正字↓異体字)
正字↓異体字	(組)	形態画数	(所在)
三水⑦↓二水⑧	7	類似・減	準↓准(58.9) 減↓減(69.1) 涼↓涼(45.2) 減↓減(93.1)
竹冠⑨↓草冠⑩	6	類似・減	篤↓篤(88.4) 第↓第(75.3) 節↓節(92.2) 纂↓纂(80.2)
示偏⑪↓禾偏⑫	4	類似・増	稷↓稷(21.3) 秘↓秘(70.3) 秘↓秘(77.3) 稷↓稷(75.1)
豸偏⑬↓獸偏⑭	3	類似・減	豺↓豺(31.3) 貉↓貉(98.4) 狸↓狸(25.3)
木偏⑮↓手偏⑯	3	類似・減	枉↓枉(65.1) 橫↓橫(46.3) 樣↓樣(84.4)
宀冠⑰↓ワ冠⑱	3	類似・減	富↓富(86.1) 冠↓冠(86.3) 寫↓寫(64.1)
口部⑲↓ム部⑳	3	類似・減	句↓句(72.2) 若↓若(78.1) 單↓單(35.3)
延繞㉑↓之繞㉒	3	類似・同	建↓建(79.1) 延↓延(37.4) 廷↓廷(85.4)
宀冠㉓↓穴冠㉔	3	類似・増	宦↓宦(80.2) 窳↓窳(22.4) 寢↓寢(68.1)
阜偏㉕↓土偏㉖	3	異・同	阪↓坂(59.2) 階↓階(31.3) 陸↓陸(30.1)

日偏⑲↓光偏⑳	二水⑦↓三水⑧	力部㉑↓刀部㉒	刀部㉓↓力部㉔	ㄱ部㉕↓大部㉖	支繞㉗↓爻旁㉘	言偏㉙↓口偏㉚	支繞㉛↓又部㉜	方偏㉝↓手偏㉞	止部㉟↓山部㊱
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
異・増	類似・増	類似・同	類似・同	類似・同	類似・同	類似・減	類似・減	類似・減	類似・減
暉↓輝(26.3) 曜↓耀(82.1)	漸↓漸(22.3) 潔↓潔(93.1)	勁↓勁(85.1) 劾↓劾(77.1)	劫↓劫(100.2) 券↓券(79.1)	契↓契(75.1) 擊↓擊(74.3)	數↓數(72.2) 散↓散(60.1)	訶↓訶(42.3) 諭↓諭(72.2)	敘↓敘(56.1) 收↓收(49.1)	於↓於(27.1) 旅↓旅(55.3)	步↓步(72.3) 此↓此(53.4)

(\* 用例数が一組のものは省略する。)

右の表より分かることについて述べる。

① 交替する部首と部首との組み合わせについて、いくつかの類型が設定できる。例えば、三水が二水に交替する関係(7組)、竹冠が草冠に交替する関係(6組)等である。2組以上の用例を有している類型は20種類存在する。このことより、特定の部首が、ある特定の部首に交替するという傾向が見られる場合、「干祿字書」の編者は、重複を避けずに収録する方針を取っていたと推測できる。但し、このことは、序文に「偏旁同音不復廣出謂谷爻氏回曰召之類是之」とあるこ

と矛盾する面を持っている。

②形態の類似、画数の変化という観点から見ると、用例数の多いものは、形態が類似しており、画数が減る場合が多い。形態が類似しているものが多い事は、書写する際に混同しやすいという性質と関連し、また、画数が減るものが多い事は、書写する際に省略する場合があることと関連していると推測できる。このような要因が、異体字の成立や使用理由に関係している可能性は高いだろう。但し、 $\textcircled{1}$ → $\textcircled{2}$ のように画数が増えるものや、 $\textcircled{B}$ → $\textcircled{A}$ のように形態が類似していないものについては、何故、その異体字が使用されるようになったのかを明らかにするために、実際の書写資料における個々の漢字について調査する必要がある。<sup>(15)</sup>

## むすび

ここでは、本研究における結果をまとめることとする。

一、「干禄字書」に収録された、「正字と異体字との二字体が対比され、両字体の關係が明確に注記されている」全ての用例を対象として、漢字の構成要素の形態の差異と位置關係の差異という二点に着目して類型化を試みた。その結果、「部首以外の構成要素が、共通する形態を有する構成要素に変化する關係」が半数近くを占め、次いで「部首が別の部首に交替する關係」が四分の一近くを占めた。

二、「部首が別の部首に交替する關係」について、部首の形態の類似性と、部首の画数の変化という二つの観点から分類すると、最も用例数が多い項目は、「形態が類似しており、画数が減るもの」であった。

三、具体的な部首交替の類型には、 $\textcircled{7}$ → $\textcircled{2}$ 、 $\textcircled{3}$ → $\textcircled{4}$ 、 $\textcircled{5}$ → $\textcircled{1}$ 、 $\textcircled{6}$ → $\textcircled{4}$ 、 $\textcircled{8}$ → $\textcircled{1}$ 、 $\textcircled{9}$ → $\textcircled{2}$ 、 $\textcircled{B}$ → $\textcircled{A}$ 等が存した。

今回の類型化を行う過程における問題点を以下に記す。

一、「干禄字書」の記載では、異體關係にないと判断できる用例（「並正」と注記されるもの、音や意味の違いが注記されるもの）について、実際の書写資料における使用実態を調査する必要がある。

二、三字体が対比される用例についても類型化を行う必要がある。

三、「部首以外の構成要素」の形態の差異をより客観的に判断するためには、さらに小さい形態に分解して、類型化を行う必要がある。

四、A以外の項目についても、具体的にどの形態とどの形態とが交替或は変化する關係であるかを明らかにする必要がある。

五、「干禄字書」以外の辞書に記載された異体字についても、同様の分類が可能であるのか、他の項目が設定できるのかを調査する必要がある。

以上の問題点は、今後の課題として検討していくこととする。

また、今後の発展としては、今回の分類の結果得ることができた「部首が別の部首に交替する関係」にある異体字を対象として、実際の書写資料における使用実態や史の変遷を明らかにしていきたい。<sup>(16)</sup>

〈注〉

(1) 本稿においては、「字形」、「字体」を次のようにとらえている。

「字形」とは、具体的に実現された字の形であり、可視的な筆画の痕跡である。目で見ることのできる字は、全てある字形で書かれたり印刷されたりしている。字形には、筆遣いや筆圧等の個人差や個別的な差という要素が含まれる。

「字体」とは、個々の字形を実現するという行為の過程において、何の字であるかを認識するための基準となる、社会性を獲得した、点や線の長さ、角度、位置、組み合わせ方の特徴の総体として認識される抽象的な観念である。また、この「字体」の観念が、一定の特徴を保持したままで具体的な「字形」として実現された時、その「字形」から、個人差や個別的な差という要素を捨象してとらえる場合に、「具体的な「字形」を通して、具体的な「字体」をとらえることができる」と考える。字体研究は、観念としての「字体」を想定した上で、実際には、具体的な「字体」を研究対象として取り扱うものである。

山田俊雄「漢字手写の場合の字形の変容について」楊守敬旧藏本將門記を資料とする調査の方法とその概略―(「成城国文学論集」1、昭43・11)

樺島忠夫「文字の体系と構造」(「岩波講座日本語8文字」昭52、岩波書店)等を参考とした。

(2) 注(1)を参照。

(3) 一定の資料における漢字字体の実態については次のような研究がなされている。

山田俊雄「落葉集小玉篇に見える漢字字体認識の一端」(「国語学」84、昭46・3)

山内洋一郎「金沢文庫本仏教説話集の漢字字体」(「鎌倉時代語研究」1、昭53・3)等

漢字字体の史の変遷については次のような研究がなされている。

山田俊雄「漢字字形の史的研究の問題とその一方向」(「国語学」72、昭43・3)

佐藤稔「(所)(仏)(原)―上代における漢字の字形」(「国語学研究」14、昭50・3)等

(4) 「構成要素」とは、点や線の組み合わせによって成り立ち、単独で、或は複数で一つの漢字字体を構成する単位であると考えられる。林大「字体・字形・書体をめぐって」(「日本語学」3、昭60・3)を参考とした。



(5) ここでいう「形態」とは、一つの漢字字体を構成している構成要素についての視覚的な形状のことである。

(6) ここでいう「位置関係」とは、一つの漢字字体を複数の構成要素に分けてとらえる時に、これらの構成要素がどの位置を占めるかについての相互の関係のことである。

(7) 杉本つとむ「漢字入門―「干祿字書」とその考察―」(昭47、早稲田大学出版部)

山田俊雄「国語学大辞典」(昭55、国語学会編)の「字体」の項  
志村和久「漢字の発達」(「漢字講座―漢字とは」昭63、明治書院)等を参考とした。

(8) 杉本つとむ「西鶴作品に見える漢字の体系的処理に関する一試案」(「国語学研究」17、昭33・3)、「異体字はなぜ生まれるか」(「日本語学」3、昭60・3)

酒井憲二「国語学研究事典」(昭52、明治書院)の「異体字」、「略字」の項

中原尚道「異体字の概念と実態」(「言語」20・3、平3・3)等を参考とした。

(9) 但し、「部首としての構成要素」だけで漢字一字が成り立つ場合もある。例えば、「木」字、「火」字等である。

(10) 構成要素の形態に差異が認められる場合に、ある構成要素が全く別の種類の構成要素に置き替わるととらえることができるもの

を「交替」する関係と考え、ある構成要素の一部が変化するととらえることができるものを「変化」する関係と考える。

(11) 注(10)を参照

(12) 池上碩造「校本干祿字書解説」(「校本干祿字書」昭36、広島大学文学部国語学研究室編)

注(7)の杉本つとむの文献等を参考とした。

(13) 「干祿字書」の序文にある字体注記に関する解説は次のようなものである。(杉本つとむの注(7)の文献による)

「俗」…籀帳文案券契薬法に用い、浅近で雅言でないもの。いはば当座用である。


「通」…表奏牋戸読判状に用い、長い間使用されてきているもの

「正」…著述文章対策碑碣に用い、馮煥有る正しいもの(進試の

考試にはこの体に従うべきもの)

(14) 類似しているか否かという判断は、次の観点から行うこととした。

① 二つの部首を重ねると、二画以上の点画が重なるもの

〔例〕

② 一方の部首の一部と、他方の部首の全体が、点画の組み合わせ方について同じ構造をもつもの

〔例〕

③ 二つの部首を比較して、点画の長さ、角度、位置、組み合わせ方等について、類似した性質をもつものが二画以上あるもの

〔例、㉘・㉙〕

④ 一方の部首の点画を連続してつなげて書くことにより、他方の部首に混同される可能性があるもの

〔例、㉚・㉛〕

以上の項目に属する部首の組み合わせを、部首の形態が「類似」していることと判断することとする。

(15) 形態が類似していない部首の中には、字源に基づいた部首の意味が類似すると思われるものがある。例えば、阜偏と土偏や、日偏と光偏等である。

(16) 平成三年度の修士論文「本邦古写本における漢字字体の通時的研究―部首の交替する異体字に注目して―」において、平安時代中期から江戸時代中期に亘る、書写年代の異なる七本の「蒙求」を対象とした調査を行った。

〈付記〉

本稿は、平成三年度修士論文の一部を改稿したものである。

本稿を成すにあたり、御指導を賜りました小林芳規先生、室山敏昭先生をはじめとする諸先生方や、柚木靖史氏をはじめとする諸先輩方に、深く感謝申し上げます。